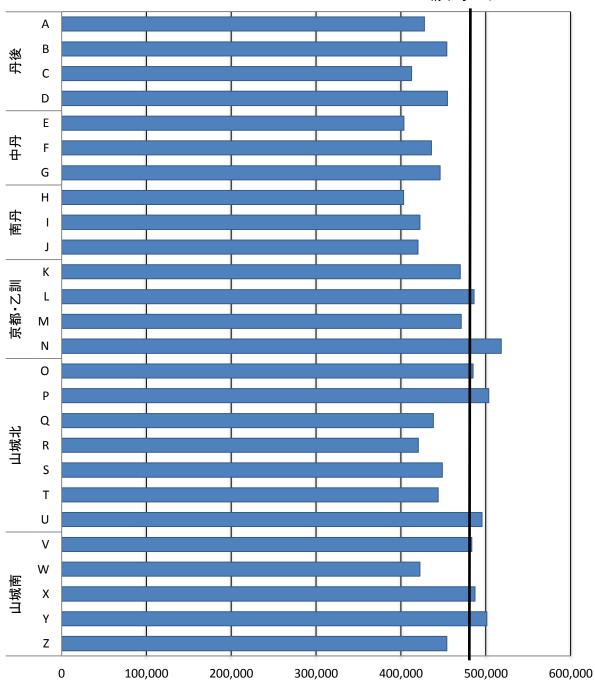
患者1人当たり医療費

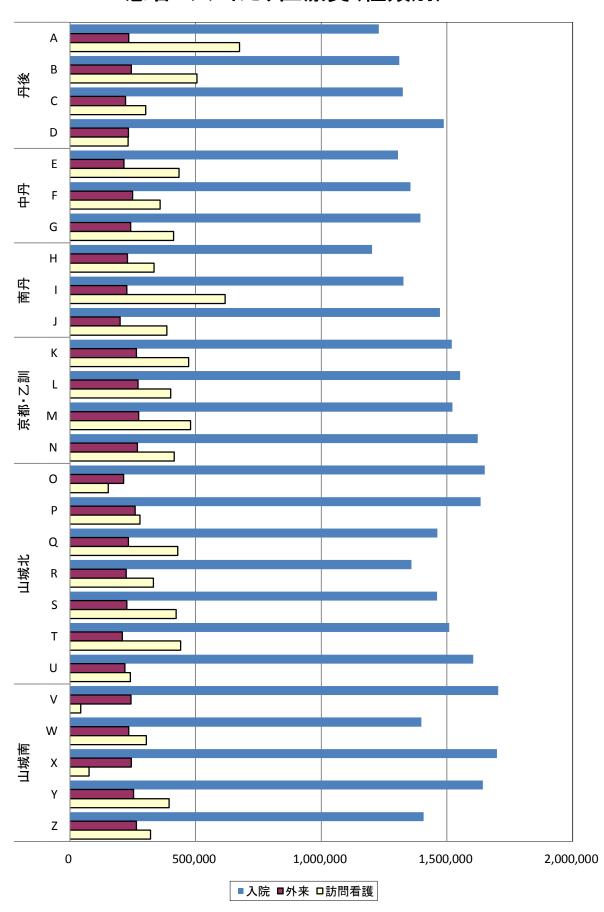
府平均 482,047



抽出元 新保険者事務共同電算処理システムレセプトデータ 65歳以上74歳以下 後期高齢者医療制度支払いデータ 75歳以上

条件 年齢 65歳以上 審査年月 平成21年5月~平成22年4月 ※国民健康保険組合分のデータは含まず

患者1人当たり医療費(種類別)

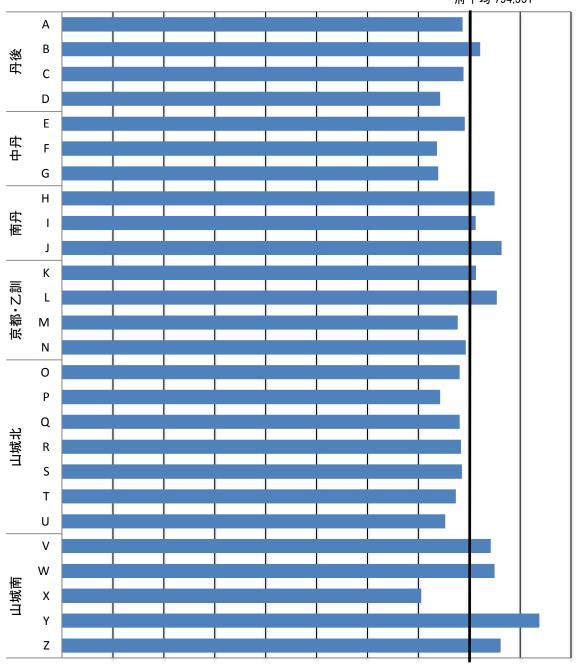


抽出元 新保険者事務共同電算処理システムレセプトデータ 65歳以上74歳以下 後期高齢者医療制度支払いデータ 75歳以上

条件 年齢 65歳以上 審査年月 平成21年5月~平成22年4月 ※国民健康保険組合分のデータは含ます⁴² -

利用者1人当たり介護費

府平均 794,551



0 100,000 200,000 300,000 400,000 500,000 600,000 700,000 800,000 900,000 1,000,000

抽出元 介護レセプトデータ

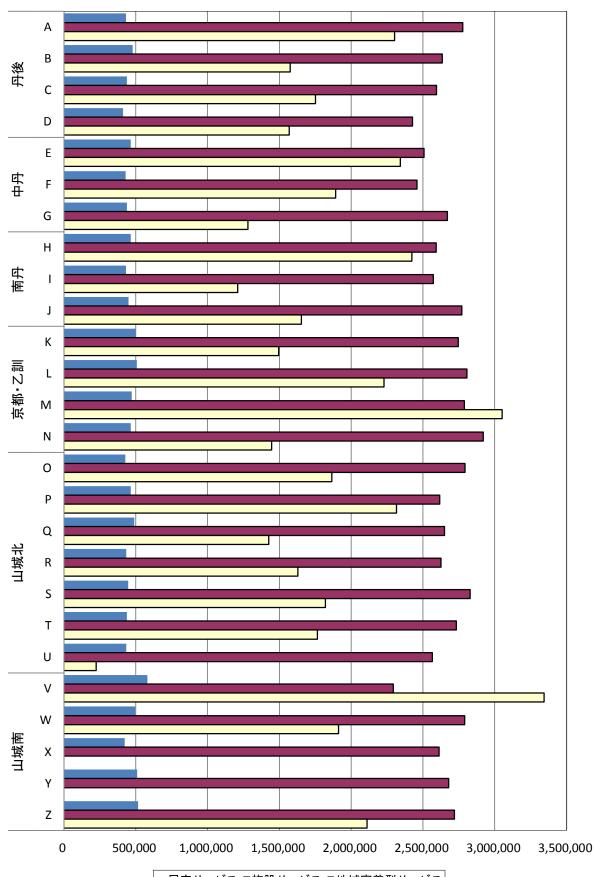
65歳以上

 条件
 年齢

 審査年月

65歳以上 平成21年5月~平成22年4月

利用者1人当たり介護費(サービス種別)



■居宅サービス ■施設サービス □地域密着型サービス

抽出元 介護レセプトデータ

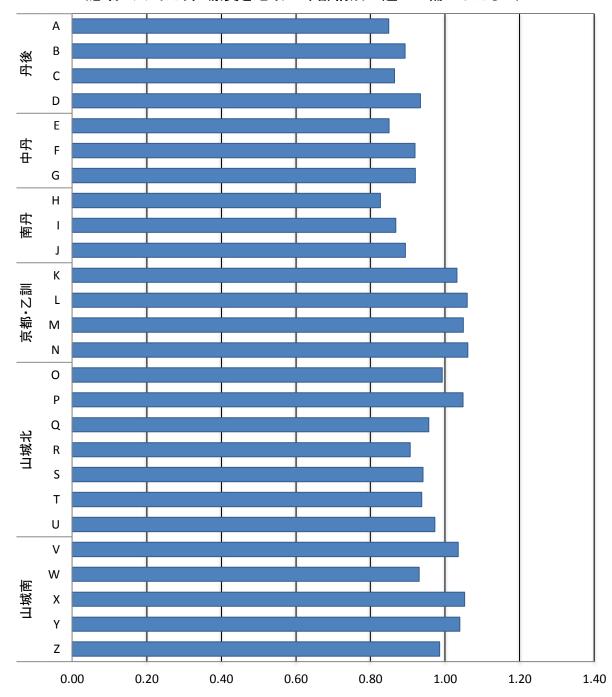
65歳以上

条件 年齢 審査年月

65歳以上 平成21年5月~平成22年4月 44-

医療費地域差指数

(患者1人当たり医療費を地域の年齢構成の違いで補正したもの)



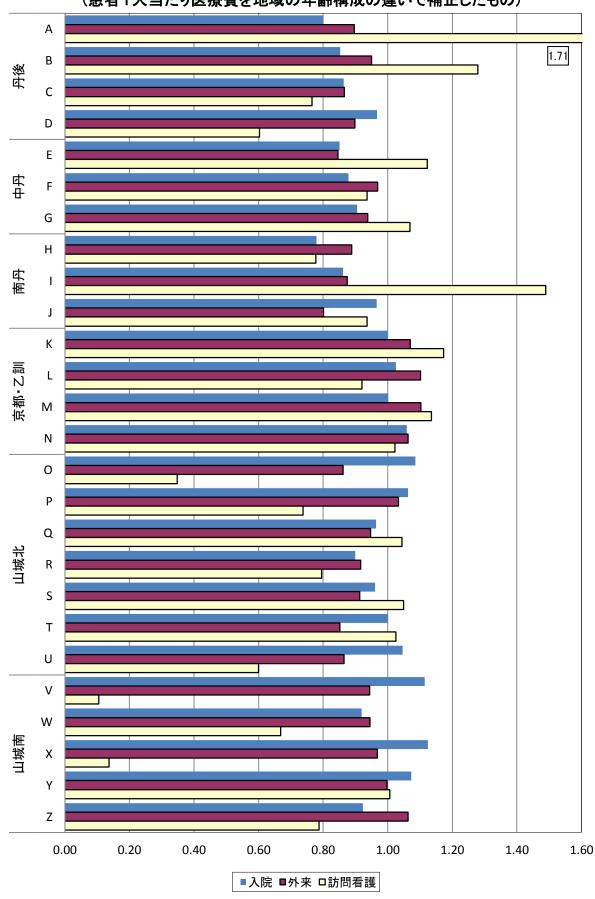
抽出元 新保険者事務共同電算処理システムレセプトデータ 65歳以上74歳以下 後期高齢者医療制度支払いデータ 75歳以上

条件 年齢 審査年月 ※国民健康保険組合分のデータは含まず

65歳以上(5歳きざみ) 平成21年5月~平成22年4月

医療費地域差指数(種類別)

(患者1人当たり医療費を地域の年齢構成の違いで補正したもの)

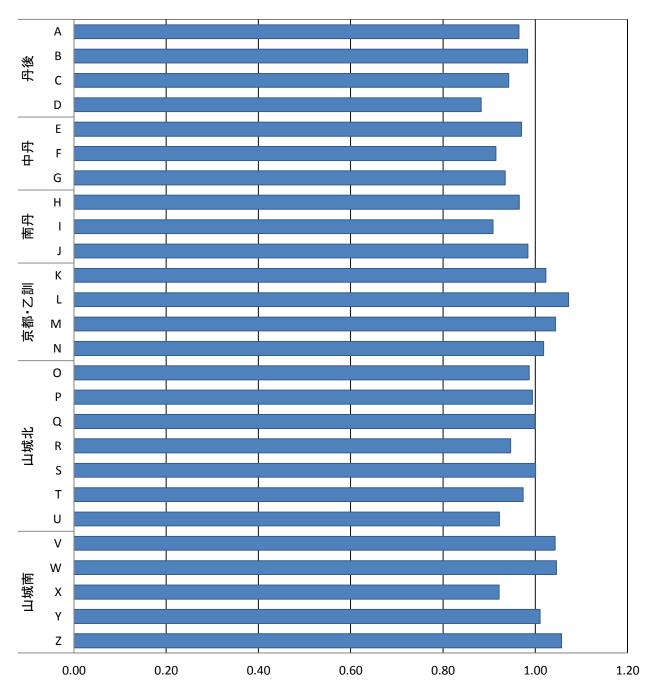


抽出元 新保険者事務共同電算処理システムレセプトデータ 65歳以上74歳以下 後期高齢者医療制度支払いデータ 75歳以上

条件 年齢 65歳以上(5歳きざみ) 審査年月 平成21年5月~平成22年4月 ※国民健康保険組合分のデータは含ます⁴⁶ -

介護費地域差指数

(患者1人当たり介護費を地域の年齢構成の違いで補正したもの)



抽出元 介護レセプトデータ

65歳以上

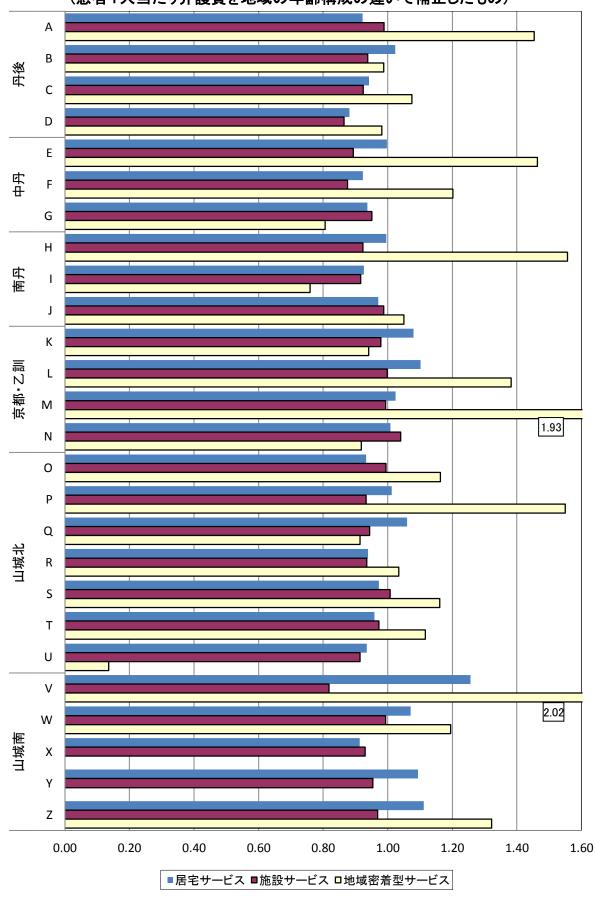
 条件
 年齢

 審査年月

65歳以上(5歳きざみ) 平成21年5月~平成22年4月

介護費地域差指数(サービス種別)

(患者1人当たり介護費を地域の年齢構成の違いで補正したもの)



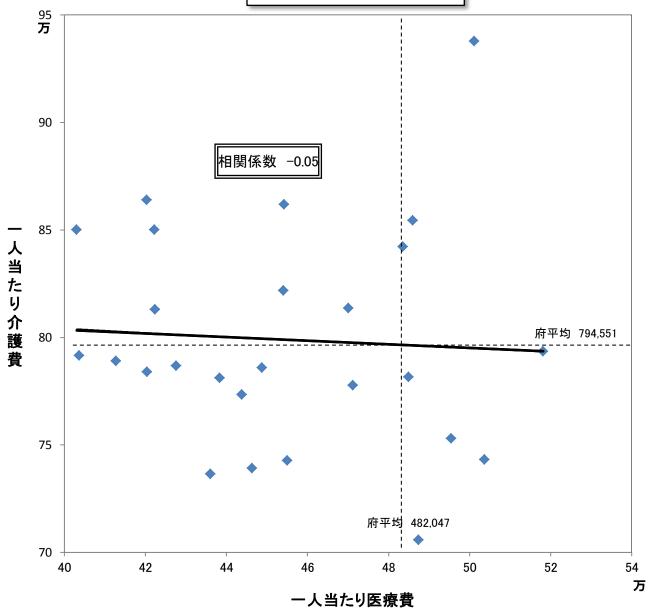
抽出元 介護レセプトデータ

65歳以上

条件 年齢 審査年月 65歳以上(5歳きざみ) 平成21年5月~平成22年4月 48 -

1人当たり費用

医療費と介護費の相関



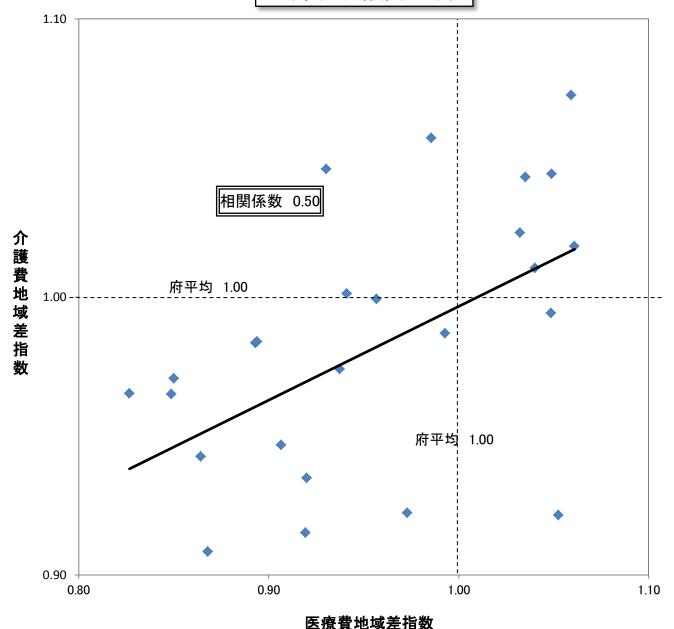
抽出元 新保険者事務共同電算処理システムレセプトデータ 65歳以上74歳以下 後期高齢者医療制度支払いデータ 75歳以上 介護レセプトデータ

条件 年齡 65歳以上

審査年月 平成21年5月~平成22年4月

地域差指数

医療費と介護費の相関



地域差指数は、地域の患者・利用者の年齢構成の違いを補正して、各市町村の医療費・介護費を比べるための指標である(京都府平均を1として表している)

抽出元 新保険者事務共同電算処理システムレセプトデータ 65歳以上74歳以下

後期高齢者医療制度支払いデータ 75歳以上

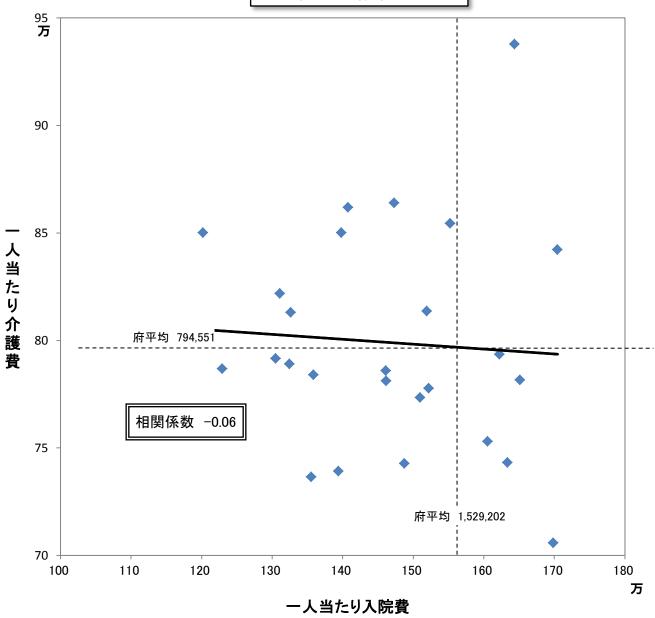
介護レセプトデータ

条件 年齢 65歳以上(5歳きざみ) アは21年5月 27年22年4月

審査年月 平成21年5月~平成22年4月

1人当たり費用

入院費と介護費の相関



抽出元 新保険者事務共同電算処理システムレセプトデータ 65歳以上74歳以下 後期高齢者医療制度支払いデータ 75歳以上

介護レセプトデータ

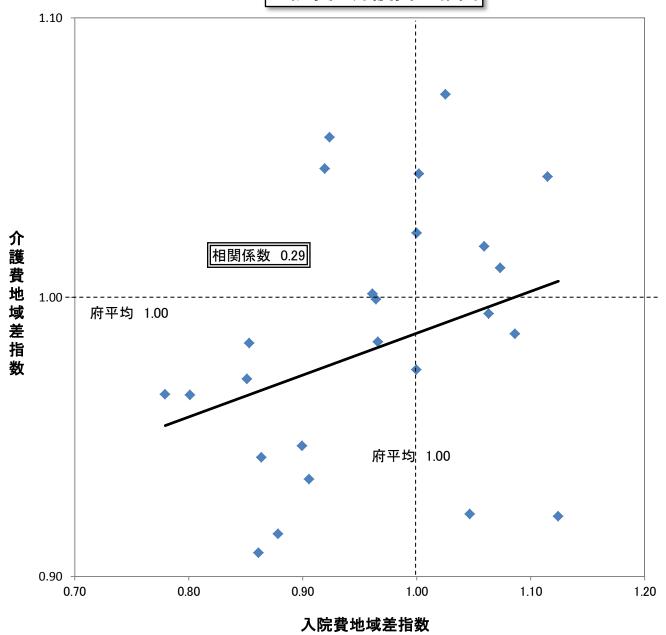
条件

年齡 65歳以上

審査年月 平成21年5月~平成22年4月

地域差指数

入院費と介護費の相関



地域差指数は、地域の患者・利用者の年齢構成の違いを補正して、各市町村の医療費・介護費を比べるための指標である(京都府平均を1として表している)

抽出元 新保険者事務共同電算処理システムレセプトデータ 65歳以上74歳以下

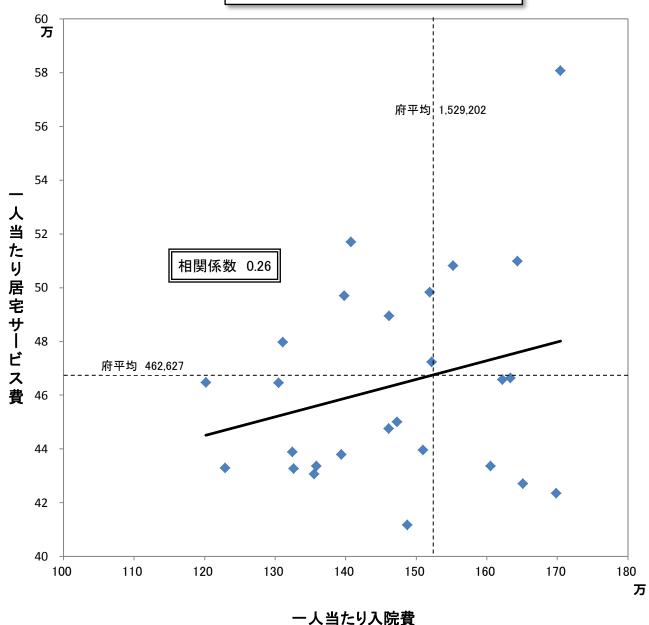
後期高齢者医療制度支払いデータ 75歳以上

介護レセプトデータ条件 年齢

年齢 65歳以上(5歳きざみ) 審査年月 平成21年5月~平成22年4月

1人当たり費用

入院費と居宅サービス費の相関



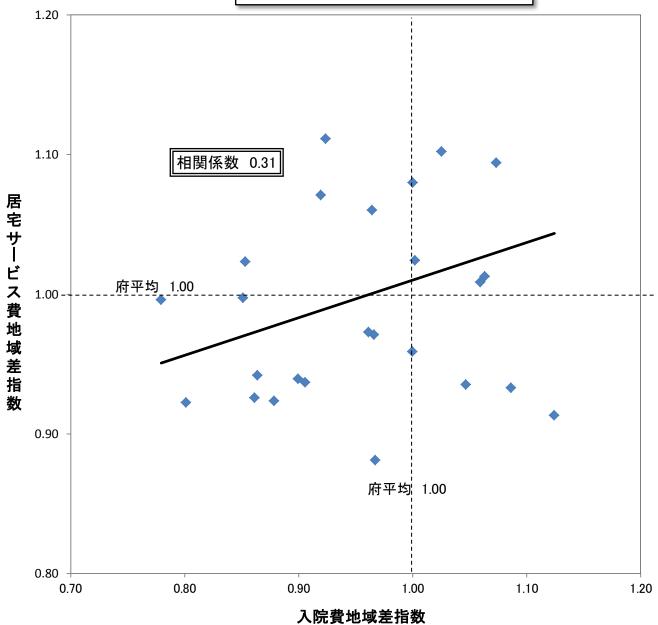
抽出元 新保険者事務共同電算処理システムレセプトデータ 65歳以上74歳以下 後期高齢者医療制度支払いデータ 75歳以上

介護レセプトデータ

条件 年齢 65歳以上 審査年月 平成21年5月~平成22年4月 ※国民健康保険組合分の医療費に関するデータは含まず

地域差指数

入院費と居宅サービス費の相関



地域差指数は、地域の患者・利用者の年齢構成の違いを補正して、各市町村の医療費・介護費を比べるための指標である(京都府平均を1として表している)

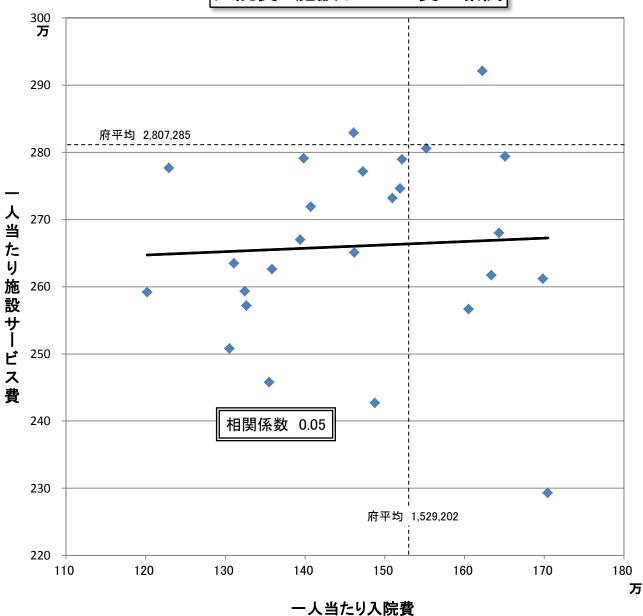
抽出元 新保険者事務共同電算処理システムレセプトデータ 65歳以上74歳以下

後期高齢者医療制度支払いデータ 75歳以上

介護レセプトデータ

条件 年齢 65歳以上(5歳きざみ) 審査年月 平成21年5月~平成22年4月

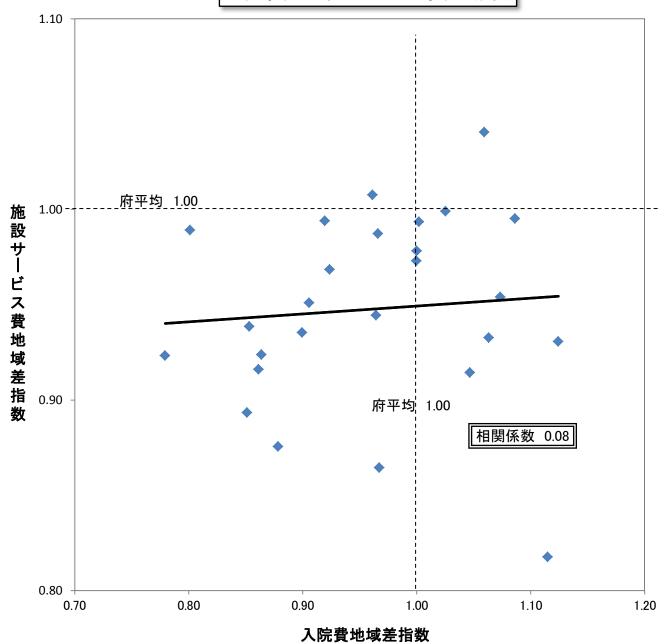
1人当たり費用 入院費と施設サービス費の相関



抽出元 新保険者事務共同電算処理システムレセプトデータ 65歳以上74歳以下 後期高齢者医療制度支払いデータ 75歳以上 介護レセプトデータ 条件 年齢 65歳以上 審査年月 平成21年5月~平成22年4月

地域差指数

入院費と施設サービス費の相関



地域差指数は、地域の患者・利用者の年齢構成の違いを補正して、各市町村の医療費・介護費を比べるための指標である(京都府平均を1として表している)

抽出元 新保険者事務共同電算処理システムレセプトデータ 65歳以上74歳以下

後期高齢者医療制度支払いデータ

75歳以上

介護レセプトデータ

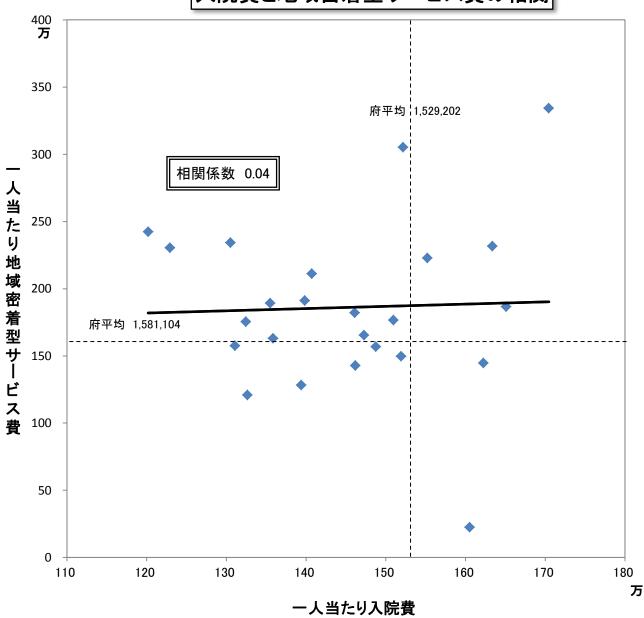
 条件
 年齢

 審査年月

65歳以上(5歳きざみ)

平成21年5月~平成22年4月

1人当たり費用 入院費と地域密着型サービス費の相関



※該当しない市町村は除く

抽出元 新保険者事務共同電算処理システムレセプトデータ 65歳以上74歳以下 後期高齢者医療制度支払いデータ 75歳以上

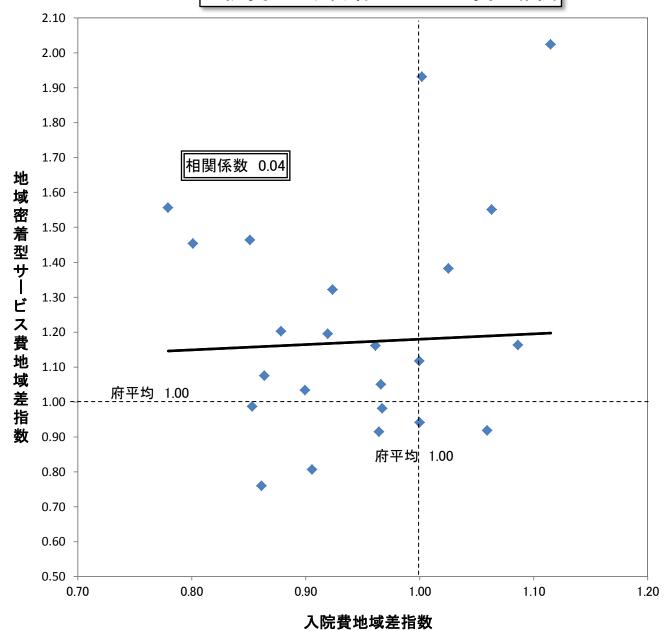
介護レセプトデータ

条件 年齡 65歳以上

審査年月 平成21年5月~平成22年4月

地域差指数

入院費と地域密着型サービス費の相関



※該当しない市町村は除く

地域差指数は、地域の患者・利用者の年齢構成の違いを補正して、各市町村の医療費・介護費を比べるための指標である(京都府平均を1として表している)

抽出元 新保険者事務共同電算処理システムレセプトデータ 65歳以上74歳以下

後期高齢者医療制度支払いデータ 75歳以上

介護レセプトデータ

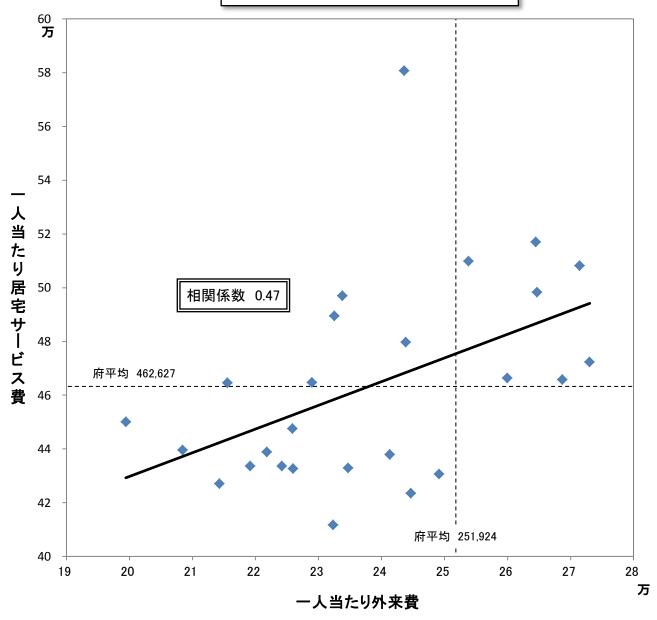
条件 年齢

65歳以上(5歳きざみ)

審査年月 平成21年5月~平成22年4月 ※国民健康保険組合分の医療費に関するデータは含まず

1人当たり費用

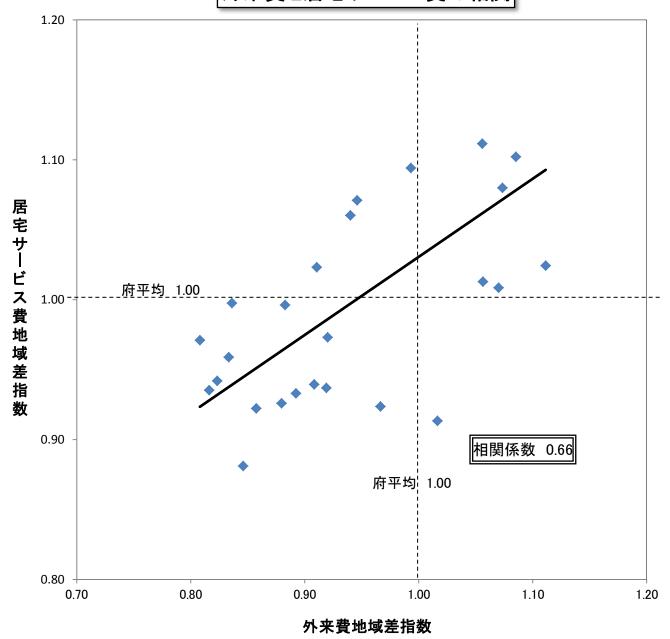
外来費と居宅サービス費の相関



#出元 新保険者事務共同電算処理システムレセプトデータ 65歳以上74歳以下 後期高齢者医療制度支払いデータ 75歳以上 介護レセプトデータ 65歳以上 65歳以上 審査年月 平成21年5月~平成22年4月

地域差指数

外来費と居宅サービス費の相関



地域差指数は、地域の患者・利用者の年齢構成の違いを補正して、各市町村の医療費・介護費を比べるための指標である(京都府平均を1として表している)

抽出元 新保険者事務共同電算処理システムレセプトデータ 65歳以上74歳以下

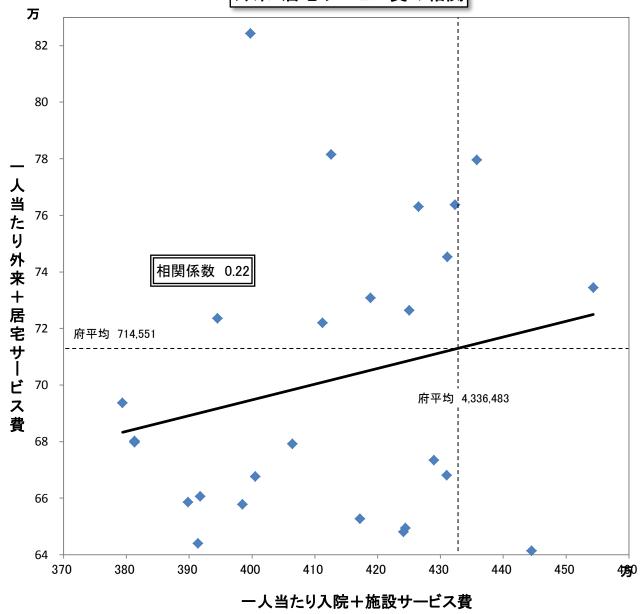
後期高齢者医療制度支払いデータ 75歳以上

介護レセプトデータ

条件年齢65歳以上(5歳きざみ)審査年月平成21年5月~平成22年4月

1人当たり費用

入院+施設サービス費と 外来+居宅サービス費の相関



抽出元 新保険者事務共同電算処理システムレセプトデータ 65歳以上74歳以下 後期高齢者医療制度支払いデータ 75歳以上

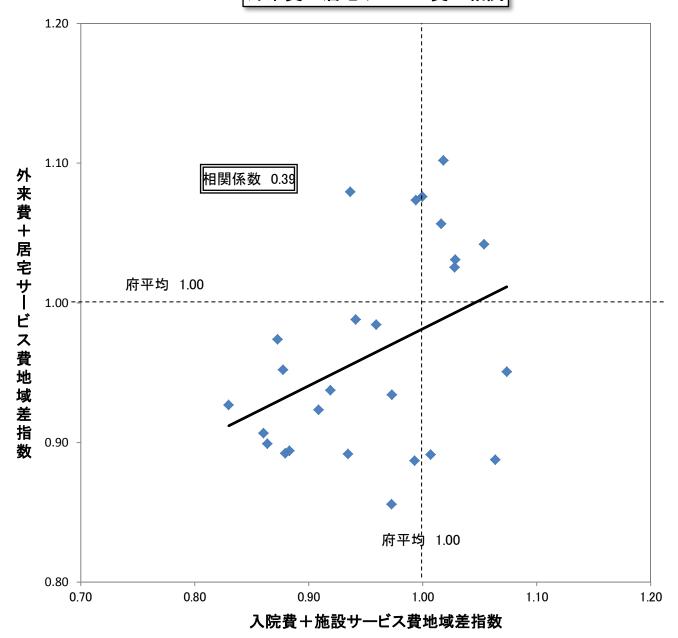
介護レセプトデータ

条件 年齢 65歳以上 _

審査年月 平成21年5月~平成22年4月

地域差指数

入院費+施設サービス費と 外来費+居宅サービス費の相関



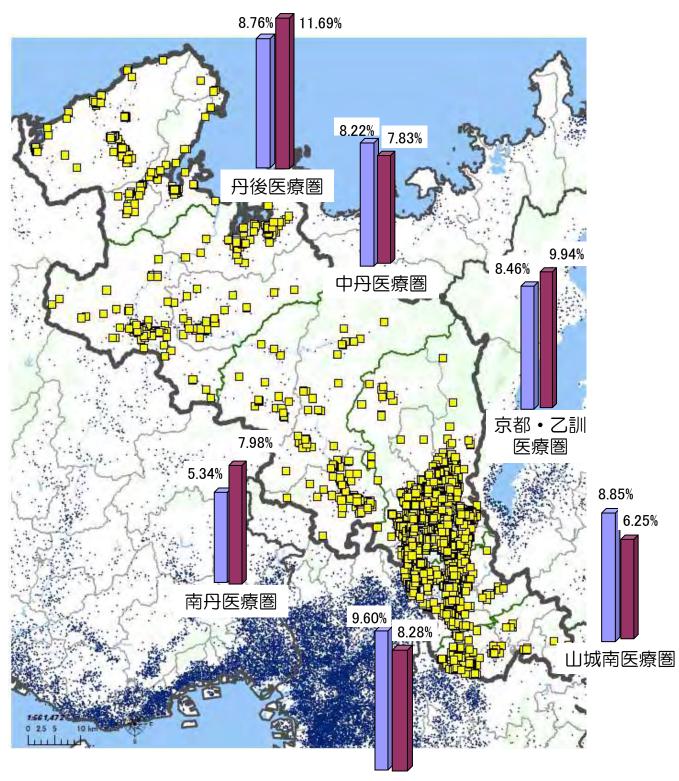
地域差指数は、地域の患者・利用者の年齢構成の違いを補正して、各市町村の医療費・介護費を比べるための指標である(京都府平均を1として表している)

抽出元 新保険者事務共同電算処理システムレセプトデータ 65歳以上74歳以下 後期高齢者医療制度支払いデータ 75歳以上

介護レセプトデータ

条件 年齢 65歳以上(5歳きざみ) 審査年月 平成21年5月~平成22年4月

介護事業所の所在地①居宅サービス・介護予防サービス

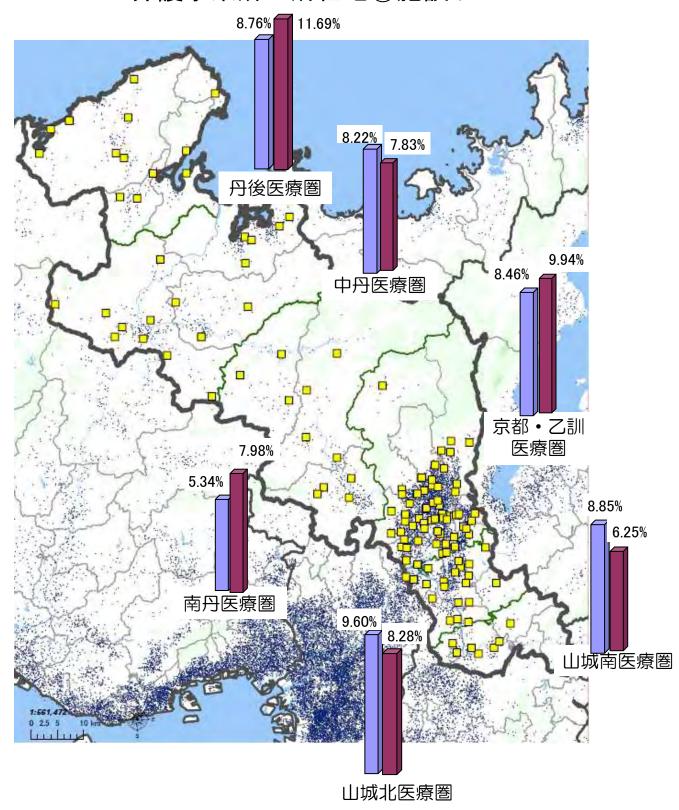


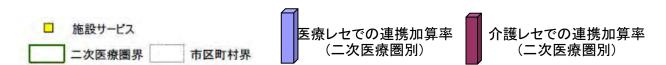
山城北医療圏



人口総数(500mメッシュ集計) 1ドット=100(65歳以上人口)

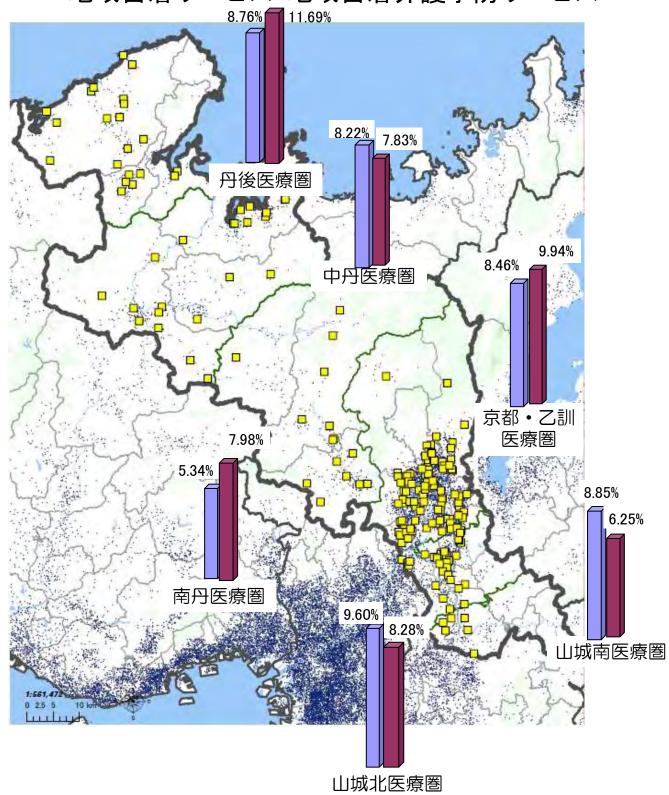
介護事業所の所在地②施設サービス

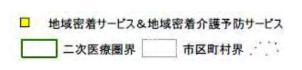




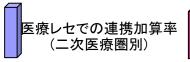
人口総数(500mメッシュ集計) 1ドット=100(65歳以上人口)

介護事業所の所在地③ 地域密着サービス・地域密着介護予防サービス



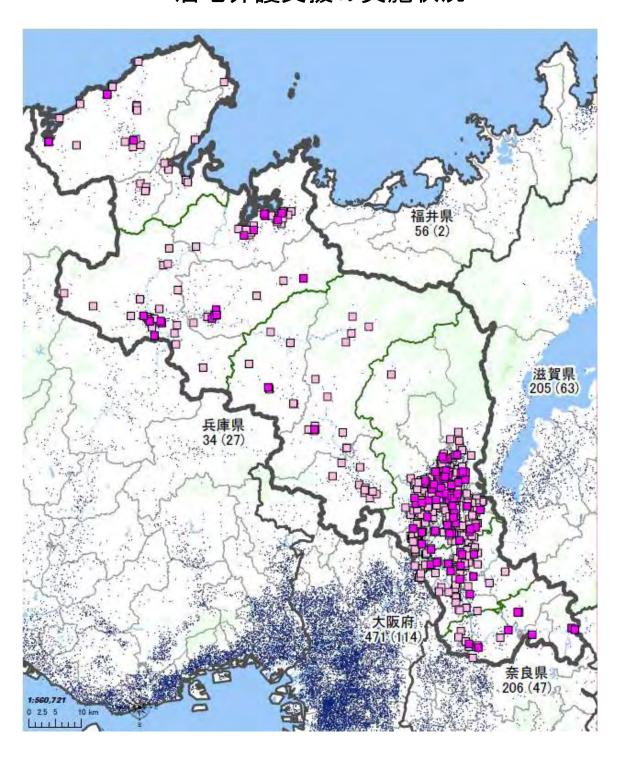


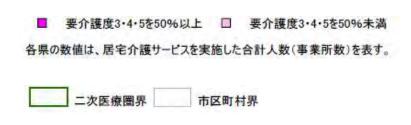
人口総数(500mメッシュ集計) 1ドット=100(65歳以上人口)



介護レセでの連携加算率 (二次医療圏別)

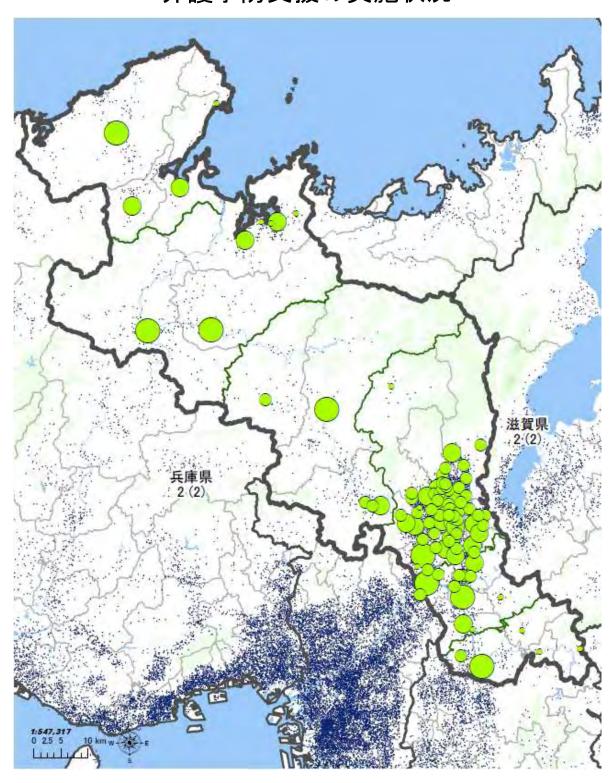
居宅介護支援の実施状況

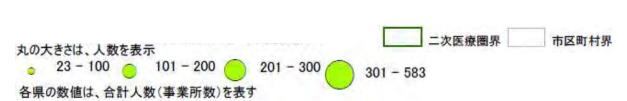




人口総数(500mメッシュ集計) 1ドット=100(65歳以上人口)

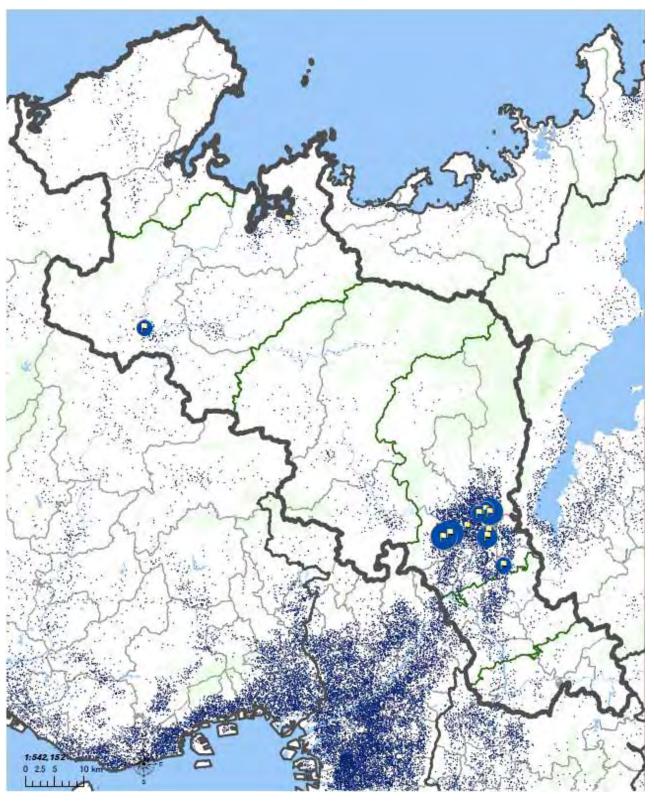
介護予防支援の実施状況





人口総数(500mメッシュ集計) 1ドット =100(65歳以上人口)

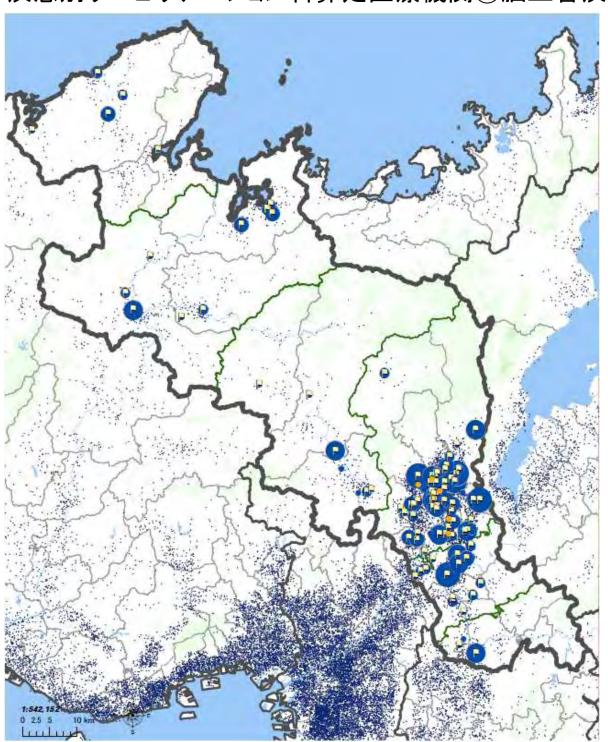
疾患別リハビリテーション料算定医療機関①心大血管疾患

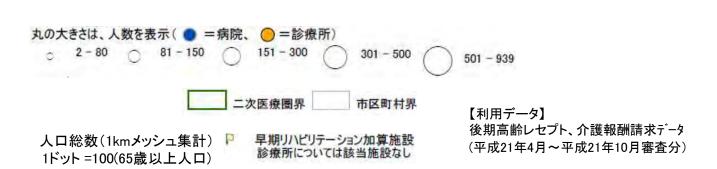




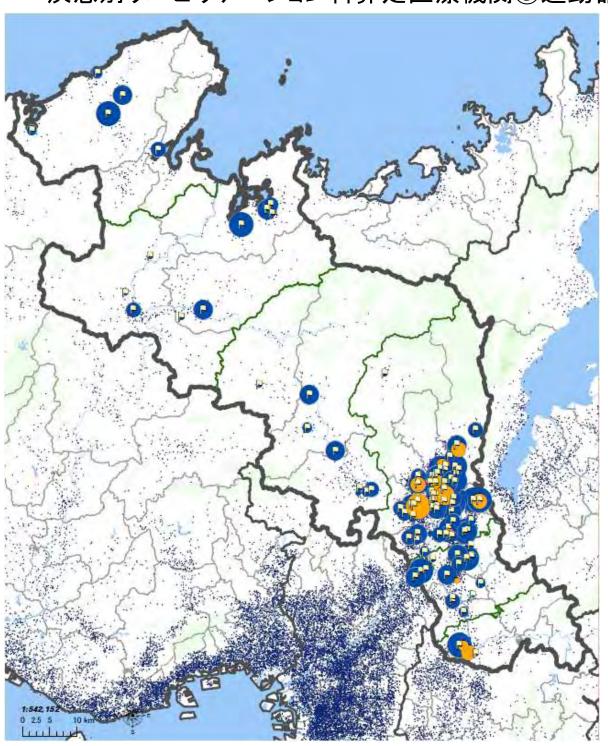
人口総数(1kmメッシュ集計) 1ドット=100(65歳以上人口) 早期リハビリテーション加算施設

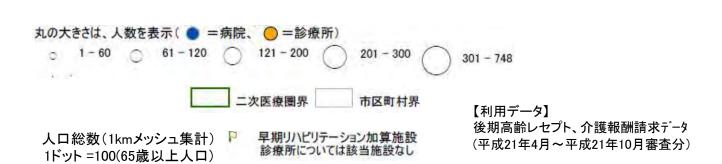
疾患別リハビリテーション料算定医療機関②脳血管疾患等



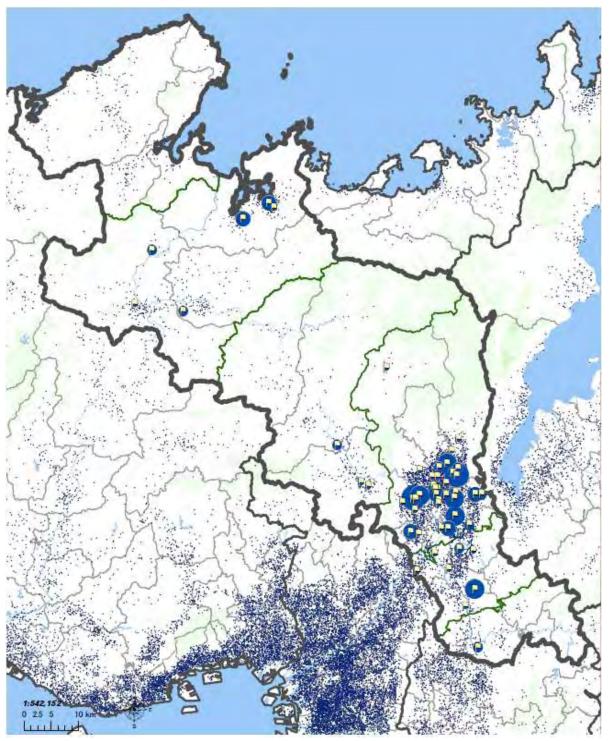


疾患別リハビリテーション料算定医療機関③運動器





疾患別リハビリテーション料算定医療機関④呼吸器

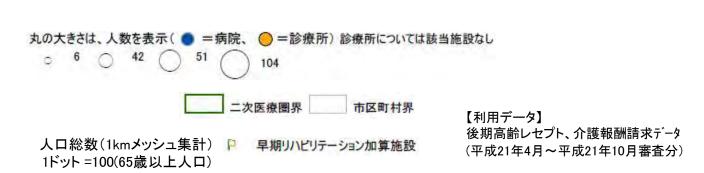




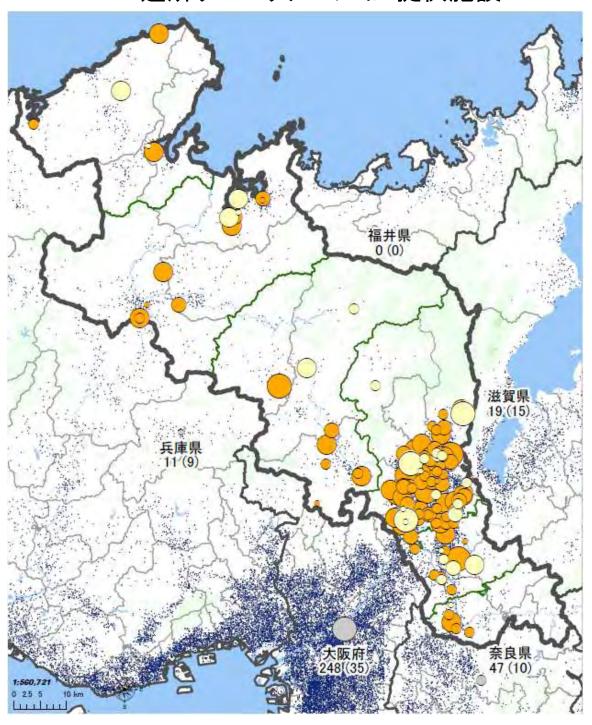
- 71 -

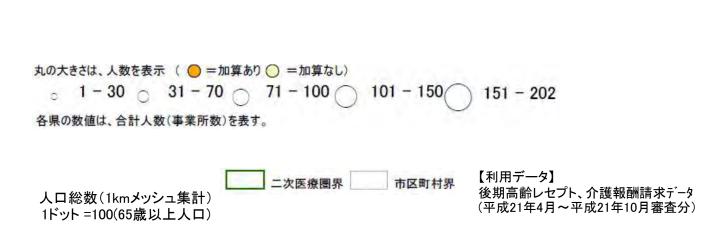
疾患別リハビリテーション料算定医療機関⑤障害者



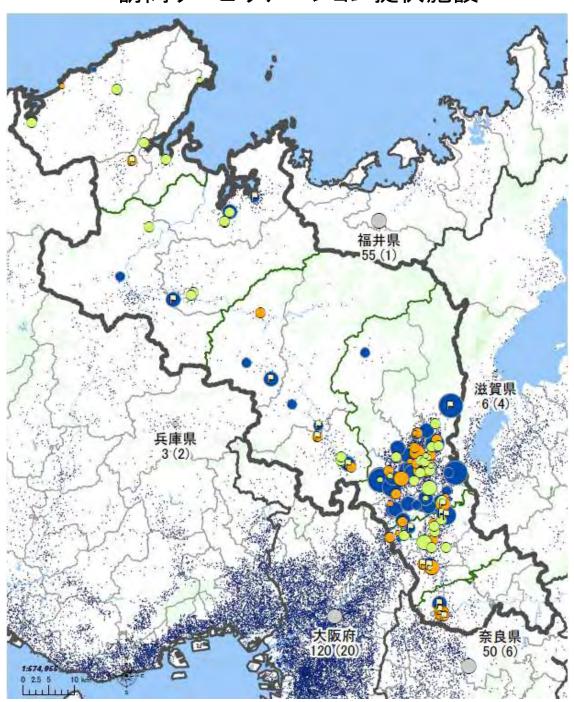


通所リハビリテーション提供施設





訪問リハビリテーション提供施設





医療介護連携データ分析の概要

1. 対象となるレセプトデータの種類・件数

国民健康保険、後期高齢者医療制度、介護保険のレセプトデータを個人単位で連結

•併用割合 平成22年4月~平成22年6月審査分

•連携加算算定率 平成21年3月~平成22年6月審查分

・医療費・介護費 平成21年5月~平成22年4月審査分

2. レセプトデータ分析の意義

医療と介護の連結分析

○ 都道府県レベルで初めて、医療保険のレセプトと介護保険のレセプトを個人単位で結合した データベースを構築し、医療と介護双方の利用状況、医療機関・介護事業所の連携状況、地域 別の医療費・介護費の相関関係等の分析が可能となった。

地域別、疾病別の医療分析

○ 地域別、疾病別の医療と介護の利用状況、連携状況を把握することで、実態に基づいた医療 政策、介護政策を検討する際の基礎資料となる。

医療、介護の実態を少ない時間差で把握

○ 年度当初の状況を当該年度内に把握することが可能。 (行政統計の都道府県単位での結果判明は約2年後)

3. 分析の体制

- 京都府国民健康保険連合会において専用サーバーを設置し、分析のためのデータベースを 構築
- 医療、統計分析の専門的な知見を有する学識者により分析 ※京都大学大学院医学研究科 医療経済学教室(今中雄一教授、大坪徹也助教ほか)

4. 個人情報の保護

- 京都府国民健康保険連合会、京都府後期高齢者医療広域連合からのレセプトデータは、個人を特定できないような措置を講じたものを集約し、データベースを構築した。
- レセプトデータ分析の委託先である京都大学に対しては、委託契約において個人情報保護 義務を課した。

医療・介護連携加算に関する項目(診療報酬)

診療報酬項目	項目概要	集計数 (人)			
訪問看護指示料	患者の主治医(患者が選定する保険医療機関の保険医に限る)が、診療に基づき指定訪問看護の必要性を認め、当該患者の同意を得て作成した訪問看護指示書に有効期間(6月以内に限る)を記載して、当該患者が選定する訪問看護ステーションに対して交付した場合	5,119			
在宅患者訪問看護・指導料					
(保健師、助産師、看護師)(週3日目まで) (准看護師)(週3日目まで) (保健師、助産師、看護師)(週4日目以降) (准看護師)(週4日目以降) (難病等1日2回訪問) (難病等1日3回以上訪問)	居宅において療養を行っている通院困難な患者の病状に基づいて訪問看護・ 指導計画を作成し、かつ、当該計画に基づき実際に患家を定期的に訪問し、 看護及び指導を行った場合	255 72 26 12 9			
緊急訪問看護加算	患者又はその看護に当たっている者の求めを受けた在宅療養支援診療所及 び在宅療養支援病院の保険医の指示により、保険医療機関の看護師等が緊 急に訪問看護・指導を実施した場合	18			
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	看護師等が、在宅医療を担う他の保険医療機関の保険医の求めにより、在宅での療養を行っている患者の急変等に伴い、関係する医療従事者と共同で患家に赴きカンファレンスを行い、共同で療養上必要な指導を行った場合	16			
長時間訪問看護・指導加算	人工呼吸器を使用している状態にある者に対する訪問看護が2時間を超える 場合	1			
精神科退院指導料	精神科を標榜する保険医療機関において、1月を超えて入院している精神障害者である患者又はその家族等退院後の患者の看護に当たる者に対して、精神科を担当する医師、看護師、作業療法士及び精神保健福祉士が共同して、保健医療サービス又は福祉サービス等に関する計画を策定し、文書により退院後の治療計画、退院後の療養上の留意点、退院後に必要となる保健医療サービス又は福祉サービス等について医師が説明を行った場合	1.0.4			
退院時共同指導料 3者以上共同指導加算	入院医療機関の保険医が、退院後の在宅療養を担う医療機関の保険医若しくは看護師等、歯科医師若しくは歯科衛生士、保険薬局の保険薬剤師、訪問看護ステーションの看護師等(準看護師を除く)または居宅介護支援事業者の介護支援専門員(ケアマネージャー)のうちいずれか3者以上と共同して指導を行った場合	49			
在宅患者緊急時等カンファレンス料	訪問診療を実施している保健医療機関の保険医等が、在宅での療養を行っている患者の急変等に伴い、関係する医療従事者と共同で患家に赴きカンファレンスを行い、共同で療養上必要な指導を行った場合				
居住系施設入居者等訪問看護•指導料					
	高齢者専用賃貸住宅、有料老人ホーム、認知症対応型共同生活介護事業所、特定施設(外部サービス利用型を含む)、介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)の入居者等である患者であって通院が困難なものに対して、計画的な医学管理の下に定期的に訪問して看護及び指導を行った場合	8 2 1 0 0			
	看護師等が、居住系施設入居者等である患者であって通院が困難なものの状態の急変等に伴い、当該患者の在宅療養を担う他の保険医療機関の保険医の求めにより、関係する医療従事者又は居宅介護支援事業者の介護支援専門員と共同で患家に赴き、カンファレンスに参加し、それらの者と共同で療養上必要な指導を行った場合	0			
施設入所者共同指導料	介護老人保健施設に入所中の患者の退所後の療養を担当する病院である保険医療機関の医師が,介護老人保健施設に赴き,介護老人保健施設の医師と共同して,退所後の療養上必要な指導を行った場合				
緊急時施設治療管理料	夜間又は休日に療養病床から転換した介護老人保健施設の医師が対応できず、かつ医師による直接の処置等が必要と判断し、その求めにより併設保険 医療機関の医師が往診した場合				

医療・介護連携加算に関する項目(介護報酬)

サービス種別	サービス項目	項目概要	集計数 (人)
指定居宅 介護支援	医療連携加算	利用者が入院してから7日以内に、利用者に関する必要な情報を医療 機関へ提供した場合	2,943
	退院退所加算(I)	利用者の退院・退所にあたり、介護支援専門員が病院または施設等に訪問し、職員との面談により利用者に関する必要な情報を得て、その情報を反映した居宅サービス計画を作成し、サービス利用に関する記整を行った場合	1,361
	退院退所加算(Ⅱ)		1,842
特定施設 入居者生活介護	医療機関連携加算	看護職員が、利用者ごとに健康の状況を継続的に記録している場合において、当該利用者の同意を得て、協力医療機関又は当該利用者の主治医に対して、当該利用者の健康の状況について月に1回以上情報を提供した場合	400
介護予防 特定施設入居者 生活介護			78
地域密着型 特定施設入居者 生活介護			21
認知症対応型 共同生活介護	退居時相談援助加算	利用者が退居後居宅サービス又は地域密着サービスを利用する場合に、退居後のサービスについて退居前に相談援助を行い、かつ市町村及び老人介護支援センター又は地域包括支援センターに対して、介護状況を示す文書を添えて必要な情報を提供した場合	2
介護老人保健施設	退所時情報提供加算	入所者が退所し、その居宅において療養を継続する場合に、主治の 医師に対して、診療状況を示す文書を添えて紹介を行った場合(退所 後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等に入所する場合も同様)	1,118
	退所前連携加算	入所期間が一月を超える入所者の退所に先立って、指定居宅介護支援事業者の介護支援専門員と連携し、退所後の居宅における居宅 サービスの利用上必要な調整を行った場合	995
	退所前後訪問指導加算	入所期間が1ヶ月を超えると見込まれる入所者の退所に先立って、退所後に生活をする居宅を訪問し、本人及び家族らに対して、退所後の療養上の指導を行った場合(退所後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等に入所する場合も同様)	184
	老人訪問看護指示加算	入所者の退所時に、介護老人保健施設の医師が、訪問看護の必要性 を認めた場合に、入所者が選ぶ訪問看護ステーションに対して、入所 者の同意を得て訪問看護指示書を交付した場合	17
	認知症情報提供加算	過去に認知症に関する確定診断を受けておらず、認知症のおそれがあり、施設内での診断が困難であると医師が判断した入所者について、当該入所者の診療状況を示す文書を添えて、認知症疾患医療センター又は認知症の鑑別診断等に係る専門医療機関に紹介を行った場合	4
介護老人 福祉施設	退所時相談援助加算	利用者が退所後居宅サービス又は地域密着サービスを利用する場合に、退所後のサービスについて退所前に相談援助を行い、かつ市町村及び老人介護支援センターに対し必要な情報を提供した場合(退所後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等に入所する場合も同様)	4
	退所前連携加算	入所者の退所に先立って、指定居宅介護支援事業者の介護支援専 門員と連携し、退所後の居宅における居宅サービスの利用上必要な 調整を行った場合	4

サービス種別	サービス項目	項目概要	集計数(人)
介護療養型医療施設	療養型 老人訪問看護指示加算	入所者の退所時に、指定介護療養型医療施設の医師が、訪問看護の 必要性を認めた場合に、入所者が選ぶ訪問看護ステーションに対し て、入所者の同意を得て訪問看護指示書を交付した場合	23
	診療所型 老人訪問看護指示加算		0
	認知症型 老人訪問看護指示加算		0
	療養型 退院前後訪問指導加算	入所期間が1ヶ月を超えると見込まれる入所者の退所に先立って、退所後に生活をする居宅を訪問し、本人及び家族らに対して、退所後の療養上の指導を行った場合(退所後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等に入所する場合も同様)	20
	診療所型 退院前後訪問指導加算		0
	認知症型 退院前後訪問指導加算		0
	診療所型 退院時情報提供加算	入所者が退所し、その居宅において療養を継続する場合に、主治の 医師に対して、診療状況を示す文書を添えて紹介を行った場合(退所 後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等に入所する場合も同様)	4
	認知症型 退院時情報提供加算		2
	療養型 退院時情報提供加算		0
	診療所型 退院時指導加算	居宅において療養を継続する場合に、入所者の退院時に、入所者及 び家族らに対して、退院後の療養上の指導を行った場合	2
	認知症型 退院時指導加算		2
	療養型 退院時指導加算		0
	診療所型 退院前連携加算	入所期間が一月を超える入所者の退所に先立って、指定居宅介護支援事業者の介護支援専門員と連携し、退所後の居宅における居宅 サービスの利用上必要な調整を行った場合	2
	認知症型 退院前指導加算		0
	療養型 退院前連携加算		0

あんしん医療制度研究会 報告書 平成23年3月発行

編集・発行:あんしん医療制度研究会

(事務局:京都府健康福祉部医療企画課)